

## 札幌市中央体育館内壁面広告事業 募集要領

札幌市中央体育館内壁面広告事業に係る募集内容については、この要領によるものとする。

### 1 担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル9階  
札幌市スポーツ局スポーツ部施設課管理係 電話 011-211-3045

### 2 募集に付する事項

- (1) 事業名 札幌市中央体育館内壁面広告事業
- (2) 事業の内容等 広告掲載仕様書による。

#### (3) 決定方法

ア 広告事業参加申請書を提出した企業（以下「申請者」という。）が1社のみであった場合

申請者を広告掲出者とする。

イ 申請者が2社以上であった場合

札幌市内に事業所等（本社・支社等を問わない。以下同じ。）を有する申請者を優先し、当該申請者が2社以上であった場合は、当該申請者の中から抽選により選定する。

また、札幌市内に事業所等を有する申請者がいなかった場合は、すべての申請者の中から抽選により選定する。

#### (ア) 抽選実施日時

令和5年2月17日（金）午前11時00分

#### (イ) 抽選実施場所

上記1に同じ。

#### (ウ) その他

抽選を実施する場合は、抽選対象となる申請者に対し、令和5年2月16日（木）までに FAX により通知するため、当該通知を受理した申請者は、代表者又はその代理人が抽選に必ず参加すること。

なお、抽選に参加しなかった場合は、本件広告事業への参加を辞退したものと判断する。

### 3 募集要領の交付場所及び問い合わせ先

上記1に同じ

#### 4 提出書類

札幌市中央体育館内壁面広告事業参加申請書

#### 5 広告事業参加申請書の受付場所等

(1) 受付場所及び問い合わせ先

上記1に同じ

(2) 受付期間

令和5年2月2日（木）から令和5年2月15日（水）まで  
（土・日曜日を除く。9時から12時、13時から17時まで）

(3) 受付方法

持参

#### 6 参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業、9 広告業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合で当該組合の構成員が参加を希望していない者であること。

(6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当しない者であること。

#### 7 その他

(1) 参加者に要求される事項

参加者は、本募集要領、仕様書等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、参加申請書提出後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

(2) 広告掲出選定の取消し

広告掲出予定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すものとする。

ア 広告掲出予定者が辞退をしたとき、又は市長の指定した期日内に事業を実施しないとき。

イ 選定にあたり不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他参加の条件に欠けていたとき。

(3) 広告掲出選定通知書 別紙のとおり

広告掲出者を決定したときは、遅滞なく広告掲出選定通知書を送付するものとする。

(4) 目的外使用許可の申請

広告掲出選定通知書送付後、細部について協議を行ったうえで、改めて、広告掲出者は使用許可申請書を提出するものとする。

8 使用料

行政財産使用許可書の送付後、納入通知書により使用料を請求するため、請求の日から 20 日以内に納入すること。なお、使用料については、一括して請求する。

9 期間の延長

許可期間（広告掲出期間）については、期間終了の 60 日前までに広告掲出申込書及び行政財産使用許可申請書を提出し期間の延長を申し出ることができる。この場合、延長する期間及び使用料は次表のとおりとする。なお、許可期間（広告掲出期間）の延長は最長で令和 10 年 3 月 31 日までとする。

許可期間（広告掲出期間）の延長に係る申請があった場合、許可の可否について、その都度検討し、その結果を申請者に通知する。

【延長する期間及び使用料】

許可期間（広告掲出期間）	使用料
令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	1,414,350 円
令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	1,414,350 円
令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日	1,414,350 円
令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日	1,414,350 円
令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日	1,414,350 円